

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**令和6年9月 26 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**國民年金關係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2400288 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2400009 号

## 第1 結論

平成2年11月から平成7年2月までの請求期間については、国民年金第3号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年11月から平成7年2月まで

国民年金の記録によると、母(訂正請求記録の対象者)は請求期間において国民年金第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)となっているが、当時、母は病気をしていており、引き続き父の扶養に入っていたので国民年金第3号被保険者(以下「第3号被保険者」という。)であったはずである。

また、母と自分は平成2年11月の同じ日に父の扶養から外れたこととなっているが、自分が就職して厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは同年5月1日であるので、扶養から外れた日が母と同日であることもおかしいと思う。

母が扶養に入っていたことが確認できると思われる医療機関の受診記録を提出するので、母の請求期間における記録を第3号被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、訂正請求記録の対象者は訂正請求記録の対象者の夫(請求者の父。以下「夫」という。)の被扶養者であったはずであり、自身の扶養解除日が訂正請求記録の対象者と同日であり、厚生年金保険被保険者の資格取得日と異なっていることも不自然である旨主張している。

しかしながら、健康保険法施行規則第63条第2項(当時)には、健康保険被保険者の被扶養者に変更があったときは被保険者が事業主を経由して都道府県知事又は組合に届け出る旨

規定されていることから、オンライン記録で確認できる平成2年11月9日付け訂正請求記録の対象者の扶養解除（平成2年11月13日処理）に係る届出は、夫が勤務する事業所の事業主が社会保険事務所（当時）に届け出たものと推認できる上、日本年金機構は、当該扶養解除日について、契機は不明であるが事実確認日であると思われ、事業所から提出された届書の記載どおりに処理が行われたものと思われる旨回答している。

また、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は平成2年12月6日（処理日）に同年11月7日付けで第3号被保険者の資格を喪失し、第1号被保険者の資格を取得しているところ、国民年金法第12条第1項及び第2項（当時）には、国民年金被保険者の資格取得及び喪失並びに種別変更の届出は被保険者又は世帯主が市町村長に届け出る旨規定されており、当該届は上記の扶養解除の後に住所地であるA市に届け出られたものと考えられる上、同市の記録を基に作成された「国民年金被保険者名簿」における訂正請求記録の対象者の第3号被保険者の資格喪失日及び第1号被保険者の資格取得日は同年11月7日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る平成4年＊月＊日の受診記録において、保険名称は「国保・一般」、識（識別コード）は「B」、続柄は「家族」、保険者は「C」と表示されているところ、当該受診記録を保管する医療機関の回答によると、「国保・一般」及び「B」は、国民健康保険の被保険者が国民健康保険証を使用して受診したことを意味し、「家族」は、国民健康保険において世帯主は「本人」、世帯主以外は「家族」と表示されるものであり、当該医療機関及びA市は「C」が同市の保険者番号であると回答していることから、当該受診日時点において訂正請求記録の対象者は、夫が加入する健康保険の被扶養者ではなく、同市の国民健康保険の被保険者であったと認められ、国民健康保険法第9条第1項（当時）には、国民健康保険の被保険者資格取得に係る届出は被保険者の属する世帯の世帯主が市町村長に届け出る旨規定されている。

加えて、オンライン記録により、平成6年1月5日付けで訂正請求記録の対象者に係る国民年金保険料に係る納付書（平成4年度以前の国民年金保険料に係る納付書）が作成されていることが確認できるほか、平成7年6月6日付けで訂正請求記録の対象者は、夫の被扶養者として再び認定されていることが確認できる。

一方、健康保険法施行規則第23条の2第1項（当時）には、都道府県知事又は組合は毎年一定の期日を定め被保険者証の検認又は更新をすることができる旨規定されているほか、平成3年6月5日付け「政府管掌健康保険被保険者証の更新について」（府文発第1576号 各都道府県知事あて社会保険庁運営部長通知）によると、平成4年1月1日から同年3月31日までの間に健康保険被保険者証の更新が行われるにあたり、「被扶養者を有する者に係る被保険者証の更新に当っては、健康保険被扶養者調書（異動届）等を提出させ、被扶養者の資格を再確認し、その適正を期すること。」とされており、少なくとも当該通知が発出された当時、夫が勤務する事業所においても被扶養者の資格確認は行われていたものと思われる。

以上のことと踏まえると、訂正請求記録の対象者に係る扶養解除から第3号被保険者の資格喪失及び第1号被保険者の資格取得、国民健康保険被保険者としての受診、国民年金保険料の納付書作成、被扶養者としての再認定に至るまで、一連の記録に矛盾はない上、いずれの記録

も遡って訂正された形跡はなく、それぞれ手続の場所が異なる事業所、A市、医療機関及び社会保険事務所のいずれにおいても事務処理及び記録管理を誤ったとは考え難い。

なお、請求者は、訂正請求記録の対象者の年金手帳に第1号被保険者の資格取得に係る記載がないのは不自然である旨陳述しているが、A市はその理由については不明である旨陳述しているほか、請求者は、夫（請求者の父）の給与振込口座に係る預金取引明細表を提出しているが、被扶養者に社会保険料は発生しないため、当該取引明細表の振込額から扶養の有無を判断することはできない。

また、A市は請求期間における訂正請求記録の対象者の収入が確認できる課税資料は保存期間経過のためないと回答しているほか、夫が勤務していた事業所の元事業主は当時の訂正請求記録の対象者に係る収入や扶養状況が確認できる資料は廃棄済みで保管していないと回答しており、ほかに請求期間において訂正請求記録の対象者が第3号被保険者となる要件を満たしていたことを確認できる資料等はない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間について、第3号被保険者の期間として認めることはできない。